

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）新旧対照表

(改定前)	(改定後)
<p>金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p>＜目次＞ （略）</p> <p><u>（9-53）デット・デット・スワップの債権に対する貸倒引当金の算定方法について、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（平成16年11月日本公認会計士協会）を参照する旨、備考欄に追加した趣旨は何ですか。</u></p> <p><u>（9-54）</u> （略）</p> <p>金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p>＜本文＞ （略）</p> <p>【別表1 P3 1. (3) (注)】</p> <p><u>（9-29）「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。</u></p> <p>（答）</p> <p>1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「<u>法的破綻時の劣後性</u>」を勘案し、例えば、<u>時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価方法を踏まえ算定する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行う必要が</u></p>	<p>金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p>＜目次＞ （略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（9-53）</u> （略）</p> <p>金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p>＜本文＞ （略）</p> <p>【別表1 P3 1. (3) (注)】</p> <p><u>（9-29）「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。</u></p> <p>（答）</p> <p>「十分な資本的性質が認められる借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「<u>資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い</u>」（平成16年</p>

(改定前)	(改定後)
<p>あります。</p> <p>2. なお、日本公認会計士協会において、「十分な資本的性質が認められる借入金」に対する貸倒引当金の算定方法が明確化された場合には、当該ルールに基づき適切な引当を行う必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>【別表2 P1 1. 備考】</p> <p>(9-53) デット・デット・スワップの債権に対する貸倒引当金の算定方法について、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月日本公認会計士協会)を参照する旨、備考欄に追加した趣旨は何ですか。</p> <p>(答)</p> <p>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に記載のあるデット・デット・スワップの会計処理について、従来より「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月日本公認会計士協会)を参照していましたが、この点を周知する観点から追加したものです。</p> <p>【別表2 P1 1. 備考】</p> <p>(9-54) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>11月2日日本公認会計士協会)を参照してください。</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>【別表2 P1 1. 備考】</p> <p>(9-53) (略)</p> <p>(略)</p>